



申告相談をご利用ください

市役所本庁と各支所で令和4年分所得の申告相談を行います。医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」、営業・農業・不動産所得がある（青色申告者を除く）場合は「収支内訳書」を作成のうえ、ご来場ください。

必要書類がない場合は、申告書の作成や受付の完了ができません。

ご注意ください

☑ 持ち物

- ・本人確認書類(免許証・健康保険証など)
- ・利用者識別番号の確認書類(「確定申告のお知らせ」など)
- ・マイナンバーカード、個人番号通知カード(記載内容が住民票と一致するもの)、個人番号を記載した住民票の写し
- ・給与・年金の源泉徴収票
- ・収支内訳書(営業・農業・不動産所得がある場合)
- ・その他所得がわかる書類
- ・所得控除の証明書、領収書など
- ・国税庁から送られてきた「お知らせハガキ(通知書)」
- ・本人名義の口座番号などがわかるもの(還付の場合)
- ・昨年度の申告書控(お持ちの方のみ)

⚠ ご注意ください

市の相談会場では、次の相談は受け付けできません。
高山税務署をご利用ください。
青色申告/土地・建物の売却や株式・先物取引などに係る譲渡所得/エンジェル税制/住宅ローン控除(令和4年入居初年分)/贈与税/消費税/地方消費税

【相談日】 時間はいずれも8:30~16:00

会場	相談日(土日祝を除く)
本庁	2月16日(水)~3月15日(水) *3月4日(土)、11日(土)の 9:00~16:00も開設あり
丹生川支所	3月1日(水)~7日(火)
清見支所	2月21日(火)~27日(月)
荘川支所	3月6日(月)~9日(木)
一之宮支所	2月17日(金)~21日(火)
久々野支所	2月24日(金)~3月2日(木)
朝日支所	3月8日(水)~10日(金)
高根支所	3月3日(金)~7日(火)
国府支所	2月16日(水)~28日(火)
上宝支所	3月6日(月)~13日(月)

*初日から数日間は大変混み合い、待ち時間が長くなります。ご注意ください。

*清見支所、荘川支所は、地区ごとに相談日を設けます。詳細は町内会を通じてお知らせします。

高山税務署からのお知らせ

問合せ 高山税務署 ☎32-1020

☑ 確定申告会場の開設

対象 令和4年分所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税
期間 2月16日(水)~3月15日(水)(土日祝除く)
時間 9:00~17:00
場所 高山税務署(昭和町2)

【お願い】

- ・入場時に検温を行います。37.5度以上の発熱がある場合など、感染防止の観点から入場をお断りする場合があります。発熱などの症状がある方や体調の優れない方は、後日来場ください。
- ・来場する際は、マスクを着用し、手指消毒をお願いします。
- ・必要最小限の人数でお越しください。

☑ 確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です

混雑緩和のため、2月1日(水)から3月15日(水)(土日祝を除く)の期間に会場へ入場するには、入場できる時間枠を区切った「入場整理券」が必要です。

- ◎入場整理券は、当日会場で配付します。なお、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。
- ◎LINEによるオンライン事前発行も可能です。LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

☑ スマホで申告できます

◎スマホおよびマイナンバーカード(発行時に設定したパスワードが分かる方は、準備をお願いします)をお持ちの方は、ご準備をお願いします。

☑ 令和4年分の申告と納付期限のお知らせ

各期限までに申告し、金融機関で納付してください。納付書は税務署にもあります。
所得税および復興特別所得税、贈与税⇒3月15日(水)
消費税および地方消費税 ⇒3月31日(金)

安心で便利な「振替納税」をぜひご利用ください

≪振替納付日≫

所得税および復興特別所得税 ⇒4月24日(月)
消費税および地方消費税 ⇒4月27日(木)